

天理教教典

014433-000-8

特56-996

天理教教典

中山 新治郎 / 刊

M41

ABB-0811



特
56
996

特56
996



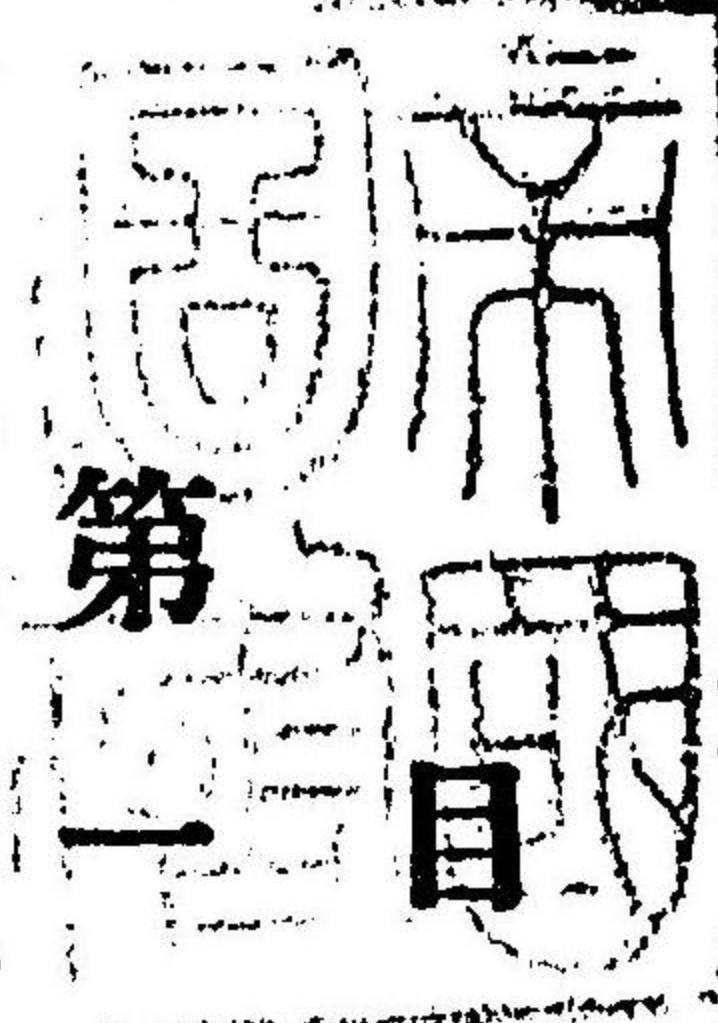
天理教教典

第八	第七	第六	第五	第四	第三	第二	第一
神恩章	立教章	祓除章	脩徳章	明倫章	愛國章	尊皇章	敬神章
						錄	

明治
17 12 23
丙交

特56
996

天理教教典



- 第一 敬神章
- 第二 尊皇章
- 第三 愛國章
- 第四 明倫章
- 第五 脩德章
- 第六 祓除章
- 第七 立教章
- 第八 神恩章

明治
13 28
丙辰

第九 神樂章

第十 安心章

天理教教典

第一 敬神章

天地の悠久にして萬物の生成化育息まざる所以のものは神明調攝の天理に依る宇宙の森羅萬象皆其靈徳の妙用に基かずと云ふことなし而して主宰の神あり分掌の神あり各其靈徳の妙用によつて神名を表彰す概して是を天神地祇八百萬神と云ふ蓋し造化の大原にして萬有の根本也誰か尊仰敬事せざらむや然れども八

百萬神悉く其名を稱へて崇拜せむことは人の能くせざる所也故に靈徳の最も顯著なる十柱の神を擧げて奉祀す即ち國常立尊、國狹槌尊、豐斟淳尊、大苦邊尊、面足尊、惶根尊、伊弉諾尊、伊弉册尊、大日靈尊、月夜見尊是也之を總稱して天理大神と云ふ

第二 尊 皇 章

神は萬有を主宰し皇上は國土を統治す國土は神の經營し給ふ所皇上は即ち神裔にして皇上の此土に君臨し給ふや實に天神の命に依り其

生成せる蒼生を愛育し給ふにあり世界の廣き古今國を建つるもの無數にして其帝たり王たるもの亦多しと雖も我皇室の如く神統を繼承し天祐を保有し國土綏撫の天職を帯び給へるもの何處にかある即ち知る我皇室は君主中の眞君主にして寶祚の天壤と共に無窮なる所以を故に須く我皇上は天定の君主なるを確信し造化生育の恩を神に謝するに同一の至情を以て誠忠を皇室に盡さざるべからず

第三 愛 國 章

國土は神の經營して人類蕃殖の地と定め給ひ其神裔たる我皇上をして統治せしめ給ふ所なり是を以て凡臣民たるものは此の神意を奉じ皇旨を體して神を敬し皇上を尊むと共に之を愛護し常に其世運の發達を圖りて修理固成の功を收めむことを期すべし況んや我祖先は神恩皇澤の下に此國土に栖息し義勇報國の誠を致し世々皇運を扶翼し來れるをや是神に事へ皇上に仕ふるの道にして抑も亦我祖先の志を濟す所以也

第四 明 倫 章

暑往き寒來り四時行はれ日月其位を改めず善榮え惡涙び正は贏ち邪は輸す天に在りては之を天道と云ひ人に在りては之を人道と云ふ既に國土あり人なかるべからず人あり父母妻子なかるべからず故に神明人に賦するに彝倫の大道を以てす猶天道の循環して長へに其軌を易へざるが如し之を君父にしては忠孝と云ひ兄弟にしては悌友と云ひ夫婦にしては和順と云ひ朋友にしては信義と云ひ一般人類にして

は仁愛と云ふ要は自己の意を誠にして他に對するの謂ひに外ならず天に天道なくんば即ち晦冥人に彝倫なくんば是人にあらざる也須く博く學びて其理の有る所を明にし篤く行て其道の存する所を盡し人生の本分を全うすべし

第五 脩 德 章

天神の人に賦與し給ふ神魂の靈光之れを徳と云ふ即ち良心の本元にして意識の根柢也人の之を稟くるや素より至粹至醇なりと雖も事物の薰染によりて清濁の差無きこと能はず其濁

れるものは明鏡の暈翳を帶ぶるが如く其清きもの亦た人の嗜好により他の誘惑によりて物欲の情時に之を蔽障すること猶塵埃の白玉を玷褻するが如きものあり是を以て各人其睹ざる所に戒慎し神明の照鑑を畏れ幽冥の洞觀を耻ぢ物欲を抑制して常に其意を誠にし天賦の靈光を全うすべし蓋し脩徳は成人の要旨にして明倫の基趾たるを以て也

第六 祓 除 章

脩徳の法は祓除を以て要とす祓除とは罪惡汚

穢を滌禊して神明賦與の本性に歸るの謂也其
原神代に始まり傳へて今に至る是を以て更に
八埃を擧げて歸善の所を知らしむ一に曰く貪
婪也二に曰く慳吝也三に曰く邪愛也四に曰く
憎惡也五に曰く怨恨也六に曰く忿怒也七に曰
く高慢也八に曰く欲也此の八のものは心鏡を
蔽ふの暈翳にしてまた心玉を玷するの塵埃也
是を以て各人氣を靜にして魂を鎮め偏して其
塵埃となるものを去り中正にして其至善なる
ものを保たば必ずよく禍害を擺脫して歡天喜

地の妙境に詣らん蓋し八埃を祓はざれば至善
を全うすること能はざるを以て也

第七章 立教章

人の靈魂之を神に享く素より不燼不滅の靈體
にして其妙用窮りなし故に之を脩養鎮靜して
光明洞徹の域に達せしめ靈淵常に一渣滓なき
に至れば豁然として神明と感接することを得
之を神人合一の究極と云ふ止だ夫れ億萬人に
して一人之を能するものあれば神即ち其の人
をして教を垂れしむ其思ふ所は即ち神意にし

て其言ふ所は即ち神命にあらずと云ふことな
し教祖巾幗の身を以て夙に神明を崇敬し幽を
探り玄に入り極を究め天理を明にす神明依て
授くるに立教の大任を以てす數十年の布教一
に是が爲たらずんばあらず是を以て各人教祖
の説く處は即ち天理の神教たるを確信し以て
安心立命の地となし益教旨を遵奉して無限の
神恩を報謝すべし

第八 神 恩 章

人若し心埃を去り神明賦與の本性に歸り顯幽

に事へて其道を愆らずむば神明必ず惠愛を垂
れ給ふ惠愛とは一切の禍害を脱却し生死共に
靈魂長く愉樂の天賚を全うせしめ無限の慶福
を與ふるの謂也古へに之を神の恩賴を被むる
と云ふ即ち天理大神の靈光其心魂に満ち罪惡
を斥け善功を進め給ふに因る故に人類たるも
のは造次顛沛も神恩の洪大なるを忘れず其惠
愛を得んことを期し至誠息まざるの心を以て
尊信敬仰すべし自己既に恩賴を被むることを
得ばまた他人を誘導して此の眞教に歸せしめ

共に神恩に浴せしむべし此れを報恩の道と云ふ

第九 神樂章

神樂は遠く神代に起て今尙世に傳ふる所なり
各人造化成育の恩の廣大無限なるに思ひ到らば誰か欣喜拵舞せざらんや蓋し情中に動て言に形はる之を言て足らず故に嗟嘆す之を嗟嘆して足らず故に詠歌す之を詠歌して足らず故に手の舞ひ足の踏む所を知らざるの理也是を以て更に神樂歌を製り神樂勤を行はしむ素よ

り神慮を慰め神恩を謝するの道に外ならずと雖ともまた信心修行の間に神人一和して幸福を生ぜむことを期す

第十 安心章

生死二なし貧富順逆も亦命のみ要は止だ人間の本分を盡し天神の命を待つに在り苟も天理を明にし人道を踏み仰て天に耻ぢず俯して地に愧ぢずむば何の處にか懊惱煩悶あらむや今夫れ神を敬するものは皇を尊び皇を尊ぶものは國を愛し國を愛するものは人倫を明にし人

倫を明にするものは徳を脩め徳を脩むるものは禍害を祓ふ禍害を祓ふものは天理の神教に信賴し天理の神教に信賴するものは神の恩賴を被むることを得神樂によつて神人和諧し慶福を生ずることを得苟も斯の如くにして身心即ち安し十章の教憲即ち一のみ庶幾くは天理の玄妙に參じ神魂不滅の理を窮め天命に安むぜむことを

明治四十一年十二月十二日印刷
明治四十一年十二月十五日發行

著作
所權有

奈良縣山邊郡丹波市町大字三島

編輯兼發行者

中山新治郎

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

印行者

小松

操

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

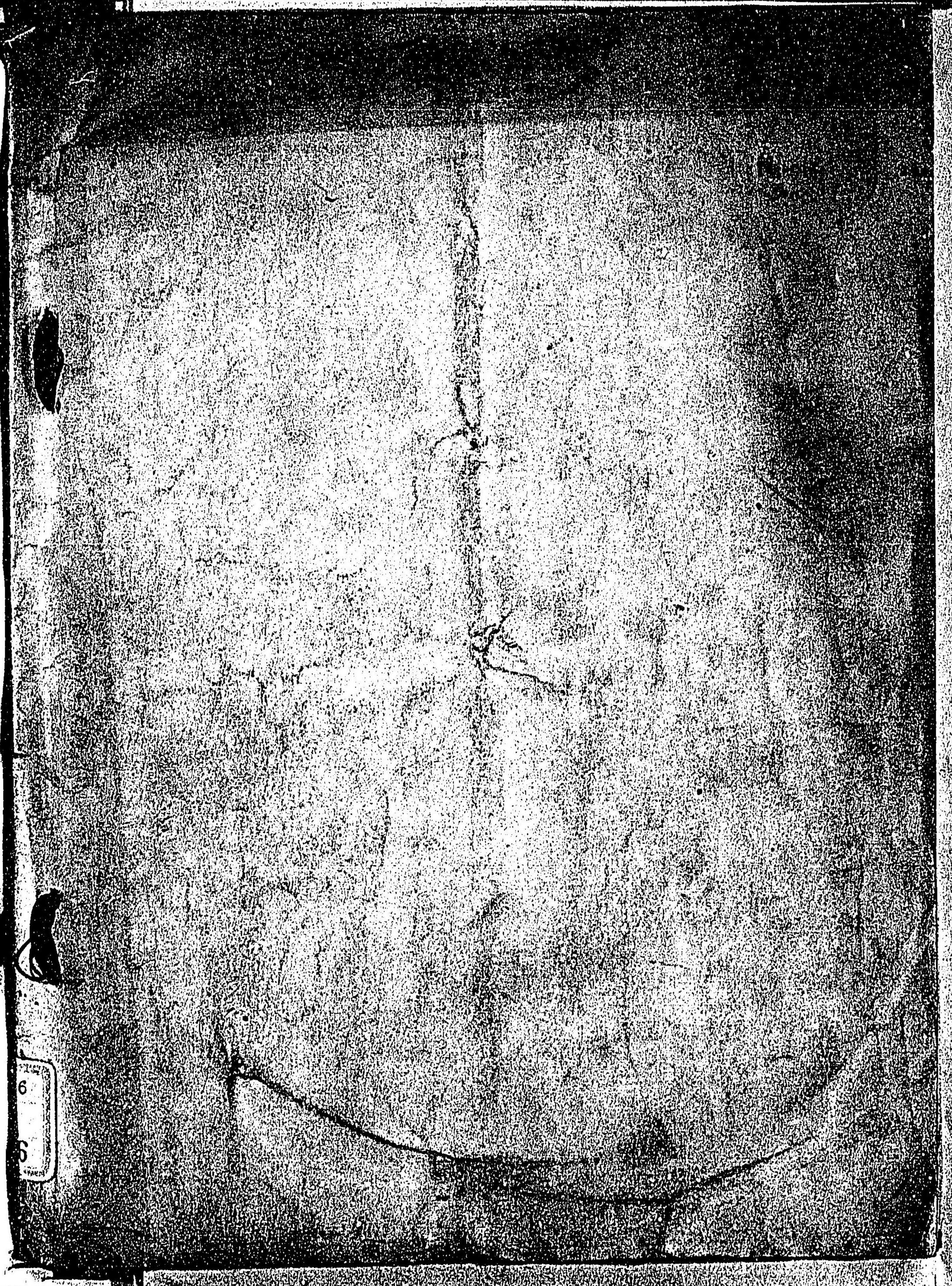
印刷所

株式會社 秀

英

舍

302
513



6
6